

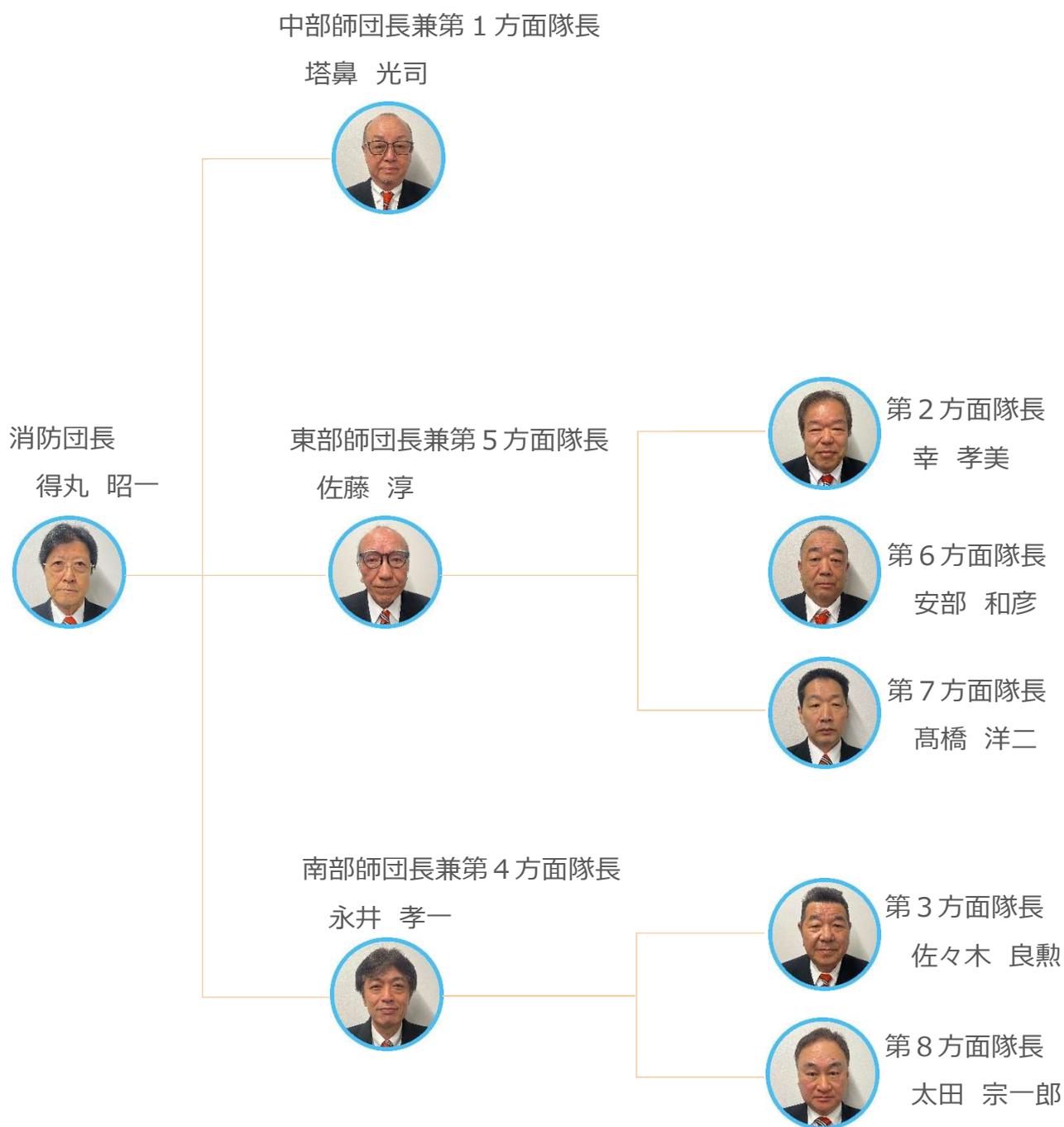


# 大分市消防団員活動ハンドブック



大分市消防団

# 大分市消防団（団長・方面隊長）



# 目次

---

1. 沿革・責務・組織
2. 大分市消防団条例
3. 処遇・事務手続き
4. 火災出動
5. 自然災害等における出動
6. その他の災害等への対応
7. 安全管理
8. 消防団の装備
9. 教養訓練
10. その他

# 1. 沿革・責務・組織

---

## <消防のあゆみ（沿革）>

年代	出来事
享保 3 年	江戸で「町火消し」設置（いろは 48 組）→ 日本の消防の始まり
明治 44 年	大分市で「消防組」が編成される
昭和 11 年	常備消防部を設置
昭和 14 年	「警防団令」により警防団となる
昭和 22 年	「消防団令」により大分市消防団を設置（警察と消防を分離）
昭和 28 年	大分市消防本部を設置
昭和 38 年	六市町村合併 → 6 団 104 分団体制に
昭和 40 年	組織替え → 6 団 31 分団、定員 2,020 人
昭和 48 年	1 団へ統合 → 6 方面隊・31 分団、定員 2,020 人
昭和 54 年	消防団ラッパ隊発足（隊員 40 人）
昭和 59 年	消防局へ名称変更
平成 10 年	女性団員 18 名採用（現在も活動中）
平成 17 年	合併で 8 方面隊・38 分団・定員 2,400 人へ
平成 19 年	師団制導入 → 3 師団・8 方面隊・38 分団
平成 20 年	女性分団制導入 → 1 本部・3 師団・8 方面隊・39 分団
平成 29 年	広報企画委員会 発足
平成 31 年	大分市消防団ビジョン策定
令和元年	纏（まとい）新調・豊後八纏会 発足
令和 3 年	防災学習車を運用開始
令和 4 年	休団制度を導入
令和 4 年	大分市消防団 WEB サイトを開設
令和 8 年	第 2 期大分市消防団ビジョンを策定

## <消防団の使命と責務>

### ■ 消防組織法に基づく任務

消防団は、火災や地震、風水害などの災害時に人命や財産を守るために活動する非常備の消防機関で、団員は普段は別の仕事をしている地域住民であり、非常時に招集されて地域の安全を守る役割を担っています。

### ■ 消防団の重要性

災害は、大規模かつ複雑になっており、林野火災や地震、台風などの自然災害に対しては消防団の力が不可欠であり、地域住民からの期待も年々高まっています。

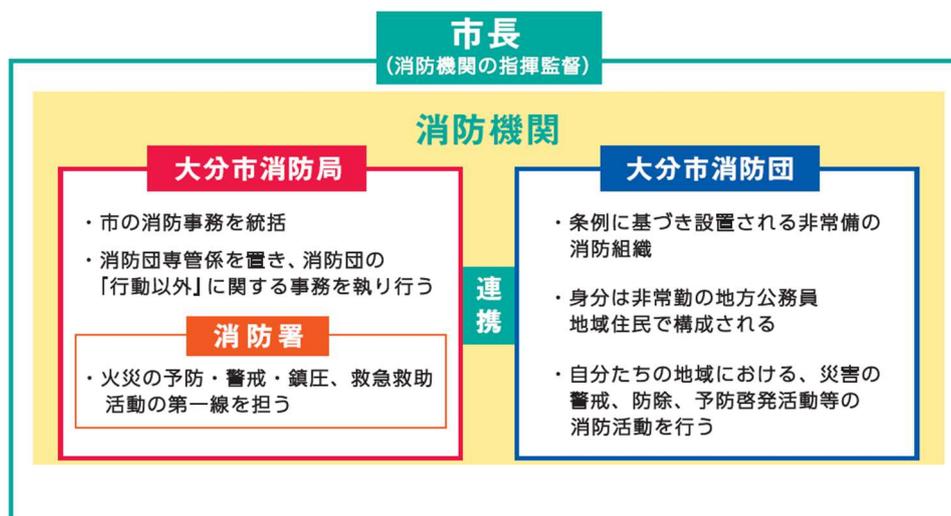
### ■ 消防団員と地域住民との関係

消防団員は地域住民であり、日常的にその地域で生活し仕事をしているため、住民との距離が近く、災害時にも柔軟かつ迅速な対応が可能です。日頃から住民と接していることで信頼関係が築かれ、地域を知り尽くした団員の存在は、安心・安全を支える大きな力となっています。このような地域密着型の特性が、消防団の大きな強みです。

### ■ 消防団員に求められること

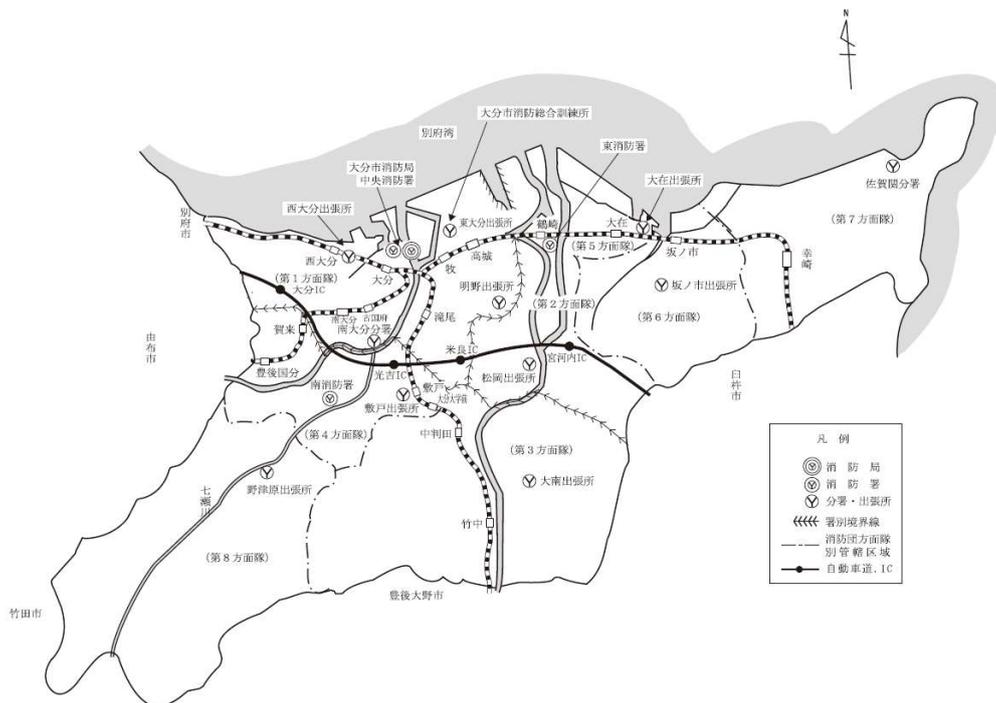
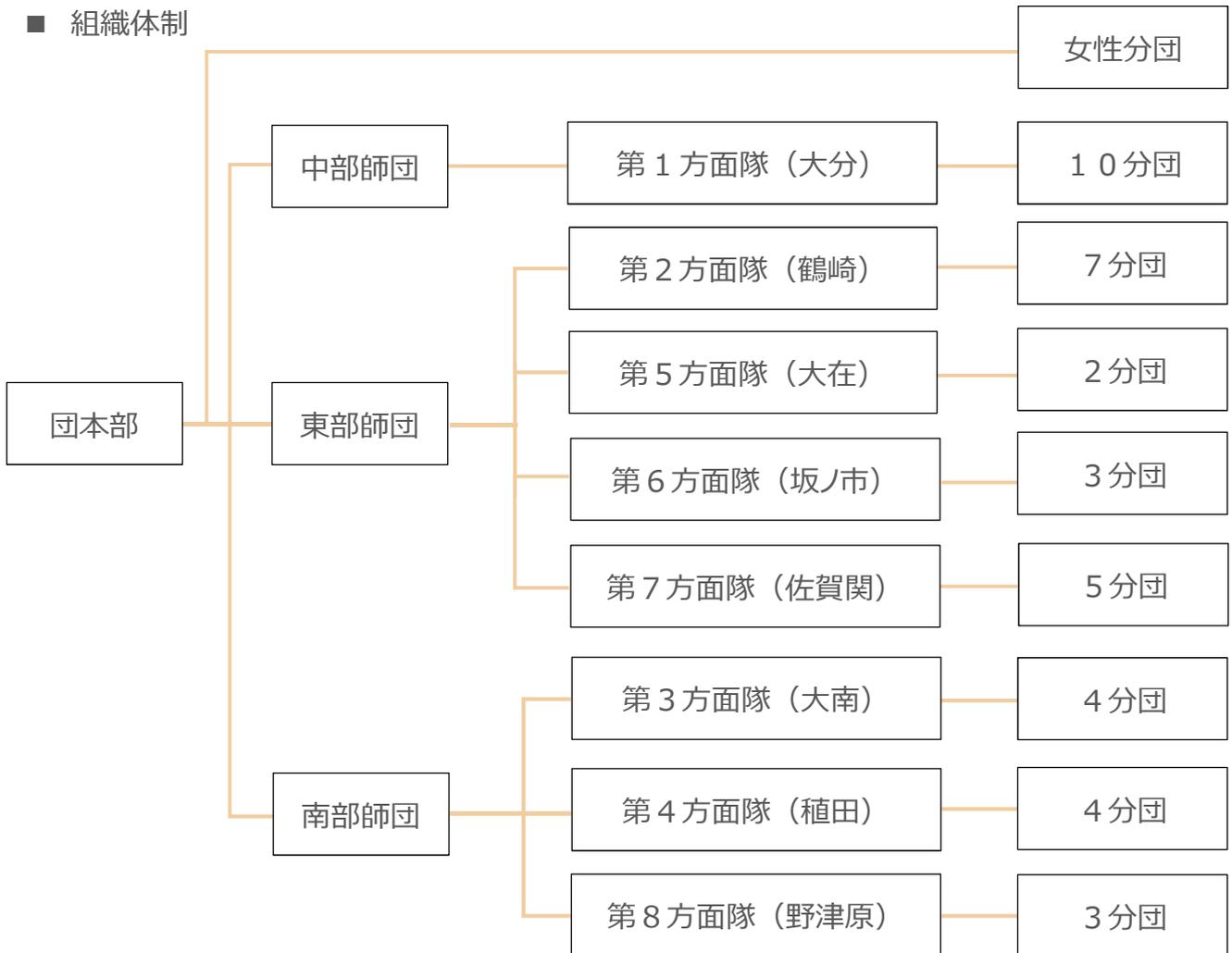
消防団員には、最新の知識や技術を積極的に習得し、教育訓練に前向きに参加する姿勢が求められます。非常勤であるため訓練の機会が限られているものの、その分、自ら進んで学び続ける意欲が重要であり、地域の安全を守る責任と誇りを持って行動することが期待されています。

### ■ 消防局と消防団の関係



## <組織と職務構成>

### ■ 組織体制



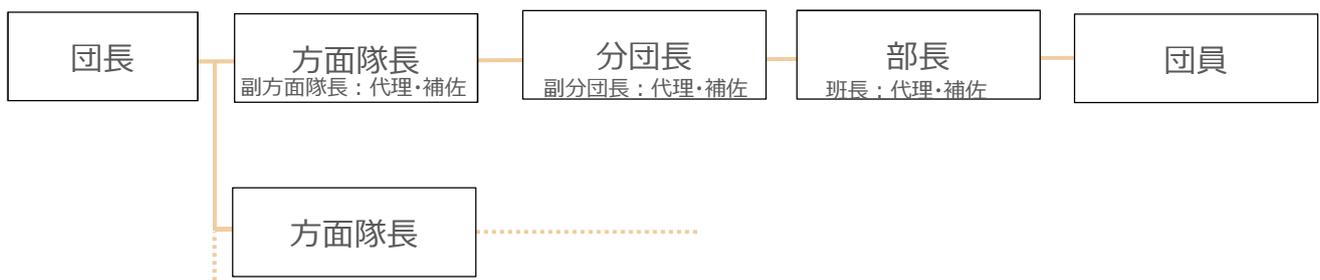
## ■ 階級と役割

消防団の階級と役割は、災害時に的確な指揮と迅速な対応を行うために定められています。役割分担を明確にすることで、団員同士の連携がスムーズになり、地域の安全を守る活動が効率的に進められるのです。

階級・役職	主な役割	階級章
団長	消防団の最高責任者。指揮・統括を行う	
方面隊長 (階級：副団長)	方面隊を指揮監督。団長の補佐・代理。	
副隊長 (階級：分団長)	方面隊長の補佐・代理。	
分団長	所属分団の管理・団員の指揮。	
副分団長	分団長の補佐・代理。	
部長	部の消防業務を実行。	
班長	班の消防業務を担当。部長を補佐・代理。	
団員	消防活動に従事。	

※任期 団長、副団長、分団長、副分団長：4年（再任可）

## ■ 指揮系統図



## 2. 大分市消防団条例

大分市消防団条例は、地域住民の防災力を高めるために、非常備の消防機関として消防団の組織・任務・団員の処遇などを定めた条例です。火災や地震などの災害時に迅速な対応を図り、地域の安全と安心を守ることを目的としています。団員は地域住民から任命され、郷土愛護の精神に基づいて活動します。

- 定 員 2,400 名
- 身 分 非常勤特別職地方公務員（普段は本業を持ちながら消防団活動に従事する）
- 団員の任命 団長：消防団の推薦に基づき市長が任命  
団員：次の条件すべてを満たす方を市長の承認を得て団長が任命
  1. 大分市内に居住・勤務・通学している
  2. 18 歳以上である
  3. 心身ともに健康で職務に適任
- 定年と退職 定年：65 歳（団長・副団長・分団長は市長が別に定める）  
退職：定年退職 定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日  
自主退職 任命権者の承認

### ■ 服務と規律

団員は、招集があれば速やかに出動し、職務上知り得た秘密は絶対に漏らしてはなりません。団の活動を妨げるような集団的行動は禁止されており、団の名誉や信用を損なう行為も厳しく禁じられています。

### ■ 分限・懲戒

団員は、職務不良や心身の不調、適格性の欠如などがある場合に免職や降任されることがあります。拘禁刑の対象となったり、区域外に移った場合は身分を失います。また、法令違反や職務怠慢、不適切な行動があれば懲戒処分の対象となります。

## 3. 処遇・事務手続き

### ■ 年額報酬・出勤報酬・費用弁償

消防団は「奉仕の精神」に支えられた組織ですが、市条例により、団員の労苦に報いるため報酬が支給されます。

#### <年額報酬>

団長	年額 189,800 円
方面隊長	年額 134,000 円
副方面隊長	年額 88,200 円
分団長	年額 72,900 円
副分団長	年額 56,400 円
部長	年額 46,500 円
班長	年額 39,100 円
団員	年額 36,500 円

#### <出勤報酬>

項目	条件	報酬額
災害出勤 (活動あり)	災害に従事 (4 時間単位/4 時間未満は切り上げ)	4,000 円/4 時間ごと
災害出勤 (活動なし)	出勤したが活動に従事しなかった場合	2,000 円/1 回
訓練・研修 防火防災事業	団長が必要と認めた訓練、研修、防火防災活動	2,600 円/1 回 (2 時間超は 3,500 円)

#### <費用弁償>

大分県消防学校への入校したとき日額 4,000 円を支給する。

### ■ 休団制度

団員が長期にわたり活動できない場合は、最長 3 年間の休団が可能。  
ただし、副分団長以上が 1 年以上休団した場合は降任の可能性あり

休団理由（例）：区域外に3ヶ月以上居住・通勤・通学  
 妊娠・出産・育児・介護等の家庭事情  
 その他やむを得ない長期不在

■ 公務災害補償制度

公務により負傷・疾病・死亡した場合、市から補償が支給されます。

補償内容（例）：療養補償・休業補償・傷病補償年金・障害補償（年金／一時金）  
 介護補償・葬祭補償・遺族補償（年金／一時金）

■ 退職報償金（単位：千円）

団員が多年にわたりその職に携わり退団した場合には、その苦勞に報いるため、条例の定めるところにより、団員（団員が死亡した場合はその遺族）に対して、次に掲げる額を支給します。

	団員	部長・班長	副分団長	分団長	副団長	団長
5年以上 10年未満	200	204	214	219	229	239
10年以上 15年未満	264	283	303	318	329	344
15年以上 20年未満	334	358	388	413	429	459
20年以上 25年未満	409	438	478	513	534	594
25年以上 30年未満	519	564	624	659	709	779
30年以上 35年未満	689	734	809	849	909	979
35年以上	789	834	909	949	1,009	1,097

■ 日本消防協会の福祉共済制度

団員が公務中、公務外を問わず、死亡した場合や事故により負傷し、若しくは、疾病により入院又は障害の状態となった場合に保険金が支払われる制度があります。

事由	給付額
公務による死亡／重度障害	2,300 万円
公務外の死亡／重度障害	100 万円
障害見舞金	6 万円～600 万円（障害の程度に応じて）
入院見舞金	入院 7 日目以降：1 日 1,500 円（上限 120 日）

■ 大分県消防協会 弔慰金・見舞金

次のような場合には、県消防協会が弔慰金あるいは見舞金が贈られます。

項目	金額
弔慰金（公務死）	100,000 円
弔慰金（私的死）	20,000 円（15 年未満）、30,000 円（15 年以上）
重度障害見舞金	100,000 円
傷病見舞金	休業 5 日以上：1,000 円×日数（上限 30 日）
火災等見舞金	100,000 円（全焼・全壊）

■ 表彰制度

消防は、地域社会に起こるあらゆる災害に対処して活動する任務を持っており、その職務は極めて危険度が高く、また、特に団員は別に職業を持ちながら犠牲的な奉仕精神に基づき消防活動に従事しているという特殊性があることなどから、「その活動に対して精神的な面から報いる必要がある」とのことで表彰制度が設けられています。

表彰主体	表彰内容
国（消防庁）	叙勲、功労章、永年勤続功労章
日本消防協会	功績章、精績章、勤続章
大分県	消防功労章、永年勤続功労章
県消防協会	特別功績章、勤続章、感謝状
大分市	勤続章、功労者
大分市消防団	無火災分団表彰、勤続章、感謝状

■ 大分市消防賞じゅつ金

団員が殉職・障害を負った場合、条例により賞じゅつ金が支給されます。

区分	金額
殉職者賞じゅつ金	490万円～2,520万円
障害者賞じゅつ金	最高 2,060万円
殉職者特別賞じゅつ金	3,000万円

■ 各種事務手続の流れや書類の提出先

入団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入団願</li> <li>・口座振込申請書</li> <li>・団員名簿台帳</li> <li>・被服調査表</li> <li>・入団アンケート</li> </ul>	事務局（管轄消防署）へ提出
出動報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災出動報告書</li> <li>・自然災害出動報告書</li> <li>・訓練等出動報告書</li> </ul>	事務局（管轄消防署）へ提出
活動記録簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動記録簿</li> </ul>	部長は年度末にとりまとめ
履歴変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴事項変更届</li> <li>・口座振込変更申請書</li> </ul>	事務局（管轄消防署）へ提出
団員証再交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員証再交付申請書</li> </ul>	事務局（管轄消防署）へ提出
各種証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在籍・出動証明交付申請書</li> </ul>	事務局（管轄消防署）へ提出
移籍	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移籍願</li> </ul>	事務局（管轄消防署）へ提出
休団・復職	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休団届</li> <li>・復職届</li> </ul>	事務局（管轄消防署）へ提出
退団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退団願</li> <li>・退団アンケート</li> <li>・退職報奨金口座振込依頼</li> <li>・退職所得申告書</li> </ul>	事務局（管轄消防署）へ提出

※大分市公式ホームページからダウンロードできます。



<https://www.city.oita.oita.jp/o212/daninnokatahe1.html>

## ■ 消防団互助会

団員の相互扶助と組織的な団結を強めると共に団員相互の連帯を深めることを目的として大分市消防団員で組織しているものです。消防団員弔慰金、罹災見舞金及び公傷見舞金、結婚祝金、祝電、弔電の発信、その他団長が必要と認める事業を行っています。

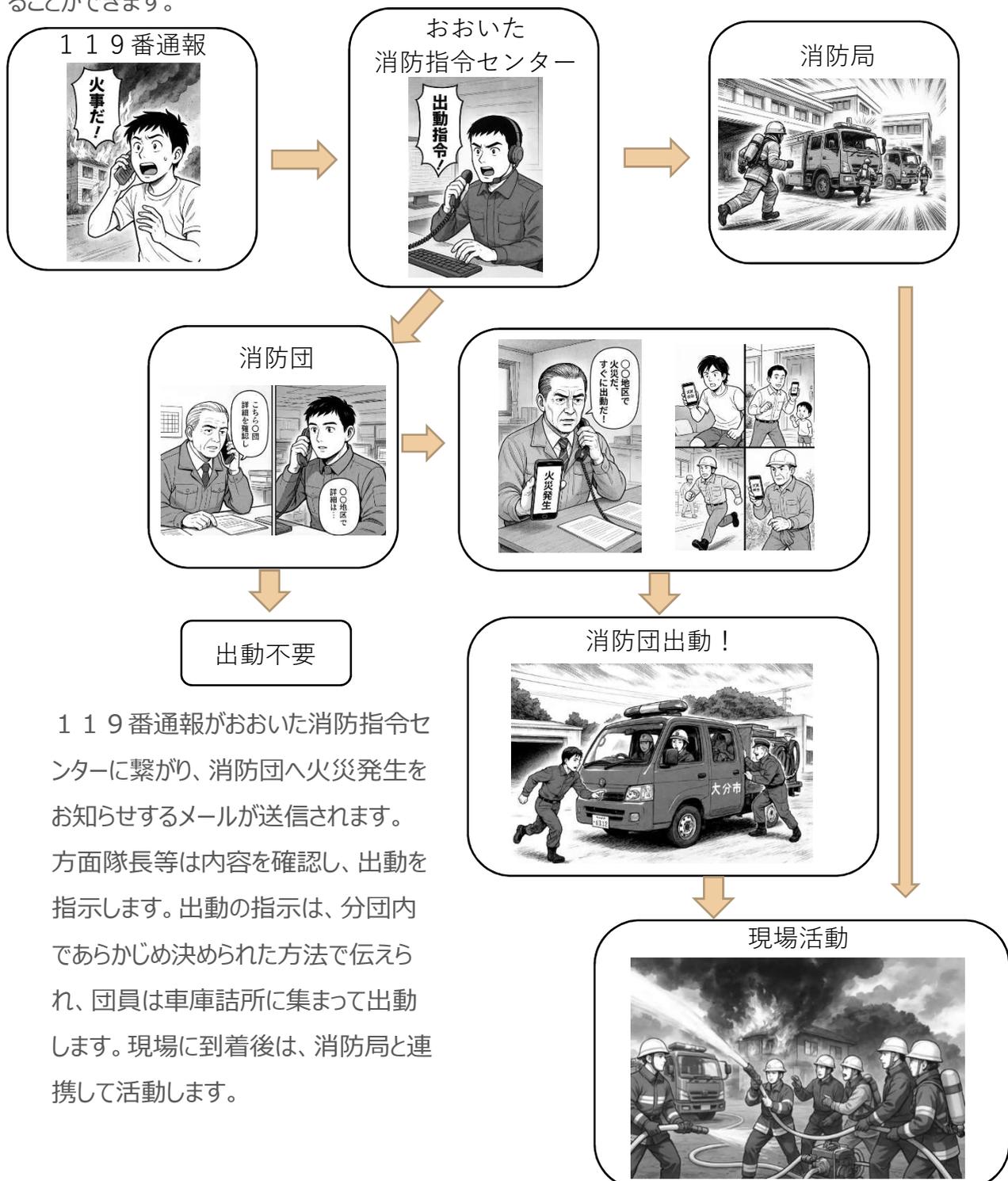
### <互助会の給付>

給付項目		金額	備考	
弔慰金	本人	30,000 円		
	配偶者	20,000 円		
	子ども	10,000 円		
	親	10,000 円		
罹災見舞金	会員名義の住宅災害	全損	30,000 円	70%以上の損害
		半損	20,000 円	50%以上の損害
		部分損	10,000 円	20%以上の損害
	会員名義以外の住宅災害	全損	10,000 円	70%以上の損害
		半損	5,000 円	50%以上の損害
		部分損	3,000 円	20%以上の損害
公傷見舞金	1 週間以上入院した場合（本人）	10,000 円		
結婚祝金	本人が結婚した場合	10,000 円	1 回に限る	

※給付金請求書は、事務局（消防局総務課並びに各消防署）に準備しています。

## 4. 火災出動

消防団の災害出動は、原則として各分団が所管する区域内の災害に対して行います。ただし、災害が分団の所管する区域の境界付近で発生した場合、又は、明野地区において発生した場合には、隣接する分団もあわせて出動します。また、方面隊長が、必要と認めた場合には、他の分団に出動を指示することができます。



119番通報がおおいた消防指令センターに繋がると、消防団へ火災発生をお知らせするメールが送信されます。方面隊長等は内容を確認し、出動を指示します。出動の指示は、分団内であらかじめ決められた方法で伝えられ、団員は車庫詰所に集まって出動します。現場に到着後は、消防局と連携して活動します。

## ■ 火災種別ごとの出動および活動

### <住宅火災>

住宅火災が発生した場合は、消防団は状況に応じた支援を行います。延焼の恐れがある大規模火災では、消防局と連携し、広域避難や住民対応など柔軟な体制で対応します。特に強風時や木造密集地域では、延焼阻止や水利確保を含む広域支援態勢を構築します。

### <林野火災>

林野火災が発生した場合は、風向や延焼の方向を考慮しながら、延焼拡大の防止を目的に活動します。強風による延焼や住家への被害が懸念される際には、水利の確保や避難誘導などを含む広域支援体制を構築します。

### <事業所・危険物施設火災>

事業所での火災は、所管区域内であれば通常の火災と同様に出動します。危険物施設では、危険物の状況に配慮し、消防局と連携して安全な範囲で支援活動を行います。石油コンビナート等では、大分県石油コンビナート等防災計画に基づく要請に応じ、敷地外での広報や避難誘導などを実施します。

## ■ 火災出動時の安全管理

火災出動時は、すべての活動において団員の安全を最優先し、安全管理を徹底します。火勢や風向、煙害、地形などにより安全の確保が難しいと判断された場合は、活動を中止し、速やかに退避します。

## ■ 火災警報発令時の措置

火災警報が発令された場合は、団長が速やかに全団員へ周知し、招集に応じられる態勢を整え、警防・予防体制の強化を図ります。また、局長や署長から巡回広報の要請があった場合には、各分団が所管区域で広報活動を行います。火災警報発令時に火災が発生した際には、その種別や規模、周辺状況を踏まえ、通常より多くの団員を出動させます。

※ 火災警報とは、気象条件や火災発生状況などから火災の発生・拡大の危険性が高まっていると判断された場合に発令されるもので、地域全体で警戒を強めるための重要な情報です。

※ 林野火災警報・注意報は、乾燥や強風などにより林野火災が発生・拡大しやすい気象条件となった場合に発表されます。

## 5. 自然災害等における出動

### 地震・津波対応

地震や津波などの大規模災害が発生した際、地域に密着した消防団は、初動対応の要として重要な役割を担います。発災直後の混乱の中でも、地域住民の安全確保や情報収集、避難支援など、迅速かつ的確な行動が求められます。消防団は、平時からの訓練や地域との連携を生かし、災害時における現場対応力を発揮します。

#### ■ 参集基準

団長は、地震が発生した場合、必要に応じて各方面隊長へ出動指令を発します。また、各方面隊所管区域内で下記の震度が観測された場合、又は、警報等が発表された場合は、出動指令がなくとも、事前に指定する参集場所へ参集し、避難誘導等の消防団活動を実施します。

対象	規模	内容
地震発生時	震度 5 弱	方面隊長指示により参集
	震度 5 強以上	自主参集
津波警報等発表時	津波注意報	今後の情報に注意し、方面隊長からの指示に備える
	津波警報発表時	浸水想定区域を有する分団は自主参集 その他分団は方面隊長指示により参集
	大津波警報発表時	浸水想定区域を有する方面隊は自主参集 その他の方面隊は方面隊長の指示により参集

地震その他の状況により参集が不相当と判断される場合には、方面隊長は参集を見合わせ、所属する団員に対して待機するよう指示することができます。

#### ■ 地震発生時の基本方針

被害の拡大防止と人命の保護を最優先とし、地域の状況に応じて、初動対応・情報収集・安全確保を行います。

## ■ 地震時の活動

### <巡回・情報収集>

団員は徒歩で参集した後、積載車等または、徒歩により巡回し、交通障害、倒壊家屋、火災、危険物の漏洩、水利の使用状況などを確認します。得られた情報は、メモや写真などで確実に記録し、速やかに分団長へ報告。分団長は、方面隊本部を通じて団本部へ必要な情報を伝達します。

### <初期消火>

火災の早期発見・鎮圧を図ります。断水している場合は、防火水槽や自然水利を活用します。

### <救助活動>

救助活動を行う際は、住民などから要救助者に関する情報を集め、救出作業を行います。その際には、必要な資機材を確保し、住民と協力しながら、安全に十分配慮して活動を進めます。

### <避難支援>

避難支援を行う際は、まず避難に支援が必要な方への対応を優先します。そのうえで、風の向きや火の広がり方、道路の状況などを考慮して、適切な避難ルートを示し、安全な場所へ誘導します。

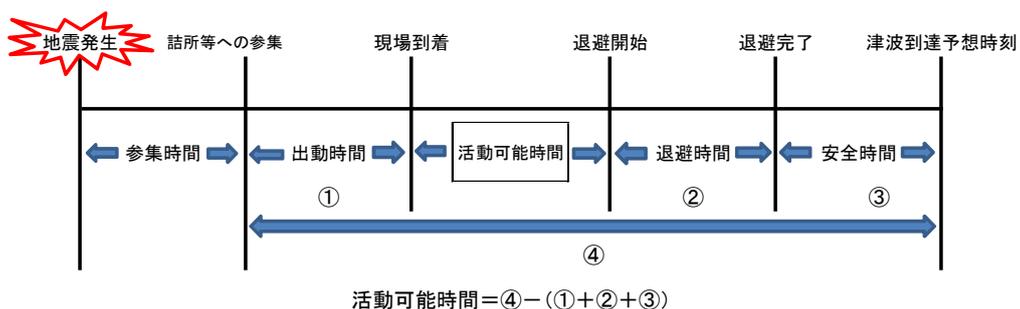
## ■ 津波警報等発令時の対応

津波情報が発表された際は、団員の安全を最優先に、正確な情報と安全が確保された範囲で活動します。沿岸部消防団（第1・2・5・6・7方面隊）は、浸水想定区域外の参集場所へ安全を確認して移動し、活動は津波到達予想時刻までの安全な時間内に限ります。

退避は高台を基本とし、時間がない場合は津波避難ビルなどへ垂直避難します。

### <活動可能時間>

津波到達予想時刻から出動・退避に必要な時間を差し引いた「活動可能時間」内で活動し、時間を超えた場合は直ちに退避してください。



## 風水害対応

近年、台風や集中豪雨などによる風水害が全国各地で頻発し、地域の防災力の強化がますます求められています。消防団は、地域に密着した防災組織として、風水害時にも迅速かつ的確な対応が期待されています

### ■ 参集基準

団員の参集は、大分市地域防災計画（風水害編）に基づく他、災害の状況や市の災害警戒本部の設置を目安に、非常招集計画に沿って団長が判断します。

＜水防管理者（市長）による参集指示＞

配備区分	配備の時期	体制
待機	水防に関係のある気象の予報注意報及び警報が発表されたとき	管轄する消防団の連絡員を詰所に待機させ、分団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入りえるような状態におく
準備	1. 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	管轄する消防団の分団長及び部長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の点検、団員の配備計画にあたり、重要水防区域等への派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	1. 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき 2. 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき	管轄する消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水防本部長又は水防管理者が解除の指令をしたとき	

※この他、水門などの管理ルールに従って、水門操作に出動します。

### <団長による参集指示>

設置基準	体制区分	内容
大雨、洪水、暴風、大雪及び高潮の警報が発表された場合	消防警戒連絡室	今後の情報に注意し、方面隊長からの指示に備える
大雨、洪水、暴風、大雪及び高潮の警報が発表された場合で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	消防警戒本部	災害発生地又は、警戒が必要な区域を所管する分団員のうち必要な団員の招集
大雨、洪水、暴風、大雪及び高潮の警報が発表された場合で相当規模の災害が発生し、総合的な対策を必要とする場合	消防対策部	災害地発生地を所管する方面隊の団員全員を招集

#### ■ 活動内容

地域の地形や被害の状況を踏まえ、広報活動や避難誘導等を自主防災組織などと連携して行います。河川の水位観測や堤防の巡視、水門の警戒などの活動は、水防管理者などからの要請に基づき、安全が確保されたうえで実施します。

#### ■ 留意事項

風水害時の出勤に際しては、団員の安全を最優先とし、土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの危険な場所には立ち入らず、気象情報や河川の水位情報などに十分注意を払って活動を行います。活動中に危険を感じ、退避が必要と判断した場合は、速やかに安全な場所へ避難してください。

## 6. その他災害への対応

---

### ■ 多数傷病事故等への対応

大規模な交通事故や爆発事故、土砂災害などで多くのけが人が出た場合、消防団の対応は「大分市消防計画」や「大分市救急救助業務計画」に基づいて行われます。消防団は、消防局の現場で最も責任のある指揮者から要請があったとき、団長の指示により出動します。

現場では、消防団は救出や救護活動の支援、二次災害の防止、けが人の介護や誘導、担架による搬送などを行います。また、現場指揮者の指示に従って、その他の支援活動にもあたります。

### ■ 国民保護に係る対応

災害や緊急事態が発生し、市民の避難が必要となった場合、消防団は「大分市国民保護計画」に基づいて行動します。出動の際は、消防局長または消防署長の指揮のもと、自主防災組織や自治会などと協力しながら、住民の避難誘導を行うなど地域とのつながりを活かした支援を行います。

活動は、消防団が持つ資機材や装備、通常の体制を踏まえ、消防局や消防署と連携しながら、団員の安全を最優先に考えた範囲で行います。

### ■ 行方不明者等の搜索への協力

消防局が出動し、局長から協力要請があった場合、消防団は団長の判断により協力します。また、自治会長などから直接要請があり、団長が必要と判断した場合も、同様の対応が可能です。

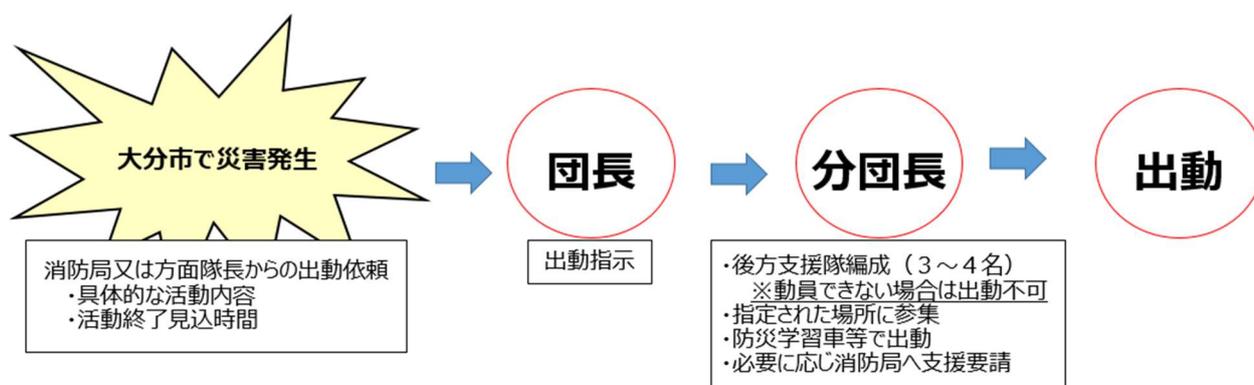
搜索活動は、原則として日出から日没までの時間に行います。ただし、行方不明者の生存が危ぶまれる場合は、関係機関と協議のうえ、活動時間を延長することがあります。また、搜索が長期にわたる場合の中断や中止についても、関係機関と十分に話し合ったうえで判断します。

## ■ 女性分団の後方支援活動

女性分団は、大分市消防団規則に基づき、災害時に安全かつ効果的な後方支援活動を担います。活動は、災害の状況や団本部・分団長の指示により、危険区域外で避難所支援、消防職団員への補給・休息支援、避難者への案内、災害記録の補助などを行います。

### <女性分団の出動要領>

女性分団の出動は、消防局長または方面隊長から団長へ要請され、団長が必要と判断した場合、女性分団長に出動を指示します。なお、出動に際しては、必要に応じて消防局の支援を受けます。



### <避難所運営支援>

公的な避難所が開設された際、市福祉保健部から団長へ明確な支援要請があり、団長が認めた場合に限り、女性分団は避難所運営の支援を行います。

### <女性分団の安全確保>

女性分団の団員は、安全が確保された範囲で活動します。危険区域での活動は行わず、身体的・精神的に不安を感じた場合は活動を中止し、安全な場所へ退避できます。地域住民等からの言動により不安を感じた場合も同様に対応します。

## 7. 安全管理

---

消防団の活動は、地域の安心と安全を守るために欠かせない大切な役割です。火災や災害の現場では、迅速な対応が求められる一方で、団員自身の安全を守ることが何よりも重要です。安心して活動できるように、一人ひとりが安全への意識を持ち、仲間と支え合いながら行動することが、地域の力につながります。

### ■ 安全がいちばん大事です

災害の現場では、何よりも団員の安全を大切にします。無理な行動はせず、危険がありそうなときは、活動の中止や、安全な場所へ移動してください。

### ■ 気持ちの安心も大切に

活動中は、みんなが安心して話せる雰囲気づくりが大切です。階級や経験に関係なく、不安なことや体調の変化などを気軽に話せるようにしましょう。指揮をする人は、強い口調で命令するのではなく、やさしく声をかけたり、気持ちを確認しながら進めるようにします。もし、身体的・精神的に負担がかかっている団員がいたら、無理せず交代や休憩をすすめ、活動後も気にかけて声をかけましょう。

### ■ 健康管理と体調チェック

活動の前には、自分の体調をチェックしましょう。具合が悪いときは、無理せず活動を控えてください。活動中に体調が悪くなったときも、すぐに分団長などに伝えて休むようにしましょう。暑い日には、こまめな水分・塩分補給や休憩、服装の調整などで熱中症を防ぎます。指揮者は、団員の体調や天気に気を配り、無理のない活動になるように気をつけます。体調が悪そうな団員がいたら、すぐに交代や休憩をすすめてください。

### ■ 心のケアも忘れずに

災害の現場では、心にも大きな負担がかかることがあります。団員同士でも、お互いの変化に気づき、異変があればすぐに報告しましょう。

## ■ 装備はしっかりと

活動するときは、活動服やヘルメット、手袋、安全靴など必要な装備をきちんと身につけて、自分の安全を守りましょう。装備が足りないときは無理に活動せず、後方支援に回るなど工夫します。装備は普段からきちんと整備・保管し、使えない状態のものがあれば分団長に報告します。

## ■ 資器材の使い方に注意

ホースやポンプ、発電機などの道具を使うときは、使い方をよく理解してから、安全を確認して使いましょう。操作に不安があるときは、無理せず、慣れている団員にお願いしてください。

資器材の点検は普段から行き、壊れていたり異常がある場合は使わずに報告します。燃料や電気、刃物などを使う機器は、周囲に人や燃えやすいものがないか確認して、安全に使いましょう。

## ■ 活動中の安全に配慮

### <高い場所での作業の制限>

落下防止の器具が必要となる高い場所での作業は、安全のために行いません。

### <化学・生物・放射性物質に関する災害>

化学物質や放射性物質などが関係する災害では、消防局の指示があるまでは現場に入らず、汚染の可能性のある場所や道具には触れないようにします。

### <女性の消防団員の活動制限>

女性の団員の健康と安全を守るため、体力を大きく消耗する作業や、転落・転倒の危険がある作業、化学薬品などにさらされる可能性がある場所での活動は行いません。

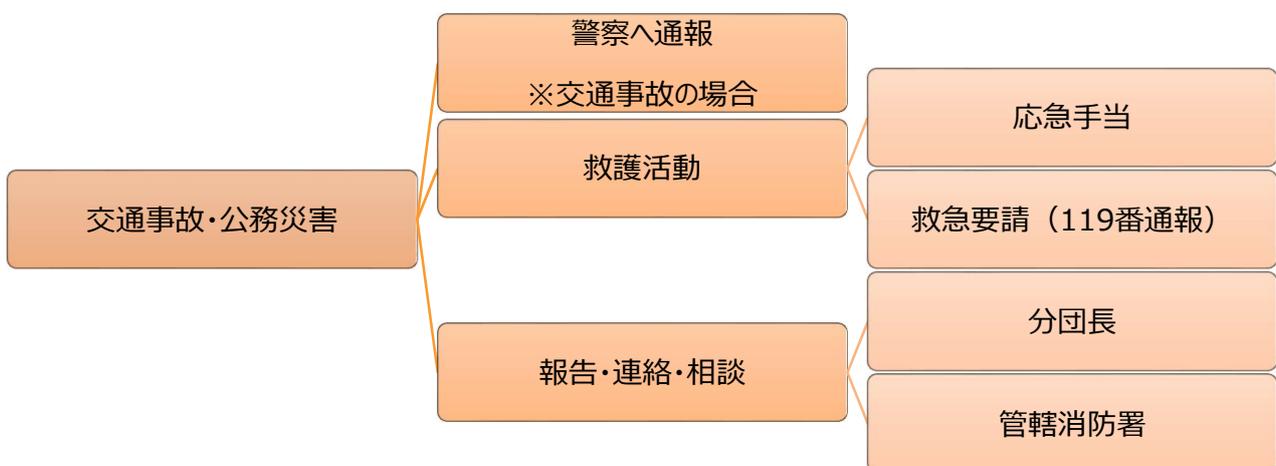
## ■ 交通事故の防止

出動や訓練などで車を運転するときは、交通ルールを守り、乗車員全員で安全運転を心がけましょう。夜や雨の日など視界が悪いときは、ライトや反射材を使って、周囲の安全にも気を配ります。道が危険そうときは、無理せず安全な方法に切り替えたり、出動をやめる判断も必要です。

## ■ 万が一のときの補償

もし公務中にけがをしたり病気になってしまった場合や、後遺症が残ったり亡くなった場合、「大分市消防団員等公務災害補償条例」に基づいて補償されます。また、活動中に第三者に損害を与えてしまった場合は、方面隊長がすぐに団本部へ報告します。

## ■ 事故発生時の対応フロー



## ■ 最後に

消防団の活動は、地域の安心を守るためのかけがえのない力です。そしてその力は、団員一人ひとりの安全と、仲間への思いやりによって支えられています。安全管理の考え方は、どれも「自分を守ること」「仲間を守ること」につながる大切なルールです。体調や気持ちに無理がないかを確認すること、道具を正しく使うこと、危険を感じたらすぐに声をかけ合うこと——それらの積み重ねが、安心して活動できる現場をつくれます。互いを思いやりながら、安全に、確実に、そして誇りを持って活動していきましょう。

## 8. 消防団の装備

消防団員は、貸与された被服や保護具を着用し、配備された資器材を用いて消防団活動を行います。

### ■ 被服

活動服・編上靴・手袋	全団員に貸与
甲種団服	副分団長以上および女性分団に所属する団員に貸与
乙種団服	各分団に必要数配備
ヘルメット	各分団に必要数配備



甲種団服（男性）



甲種団服（女性）



乙種団服



活動服

### <着用・保管>

団員に貸与される品は、活動に必要な装備であり、常に丁寧に着用し、使用後は適切に保管することが求められます。破損や汚損があった場合の補修費用は、原則として団員自身の負担となります。貸与品や支給品を売却したり、他の目的に転用することは、固く禁じられています。

### ■ 消防団車両は大切な「災害対応資機材」

消防団車両は、火災・災害時や訓練等で使用する重要な装備です。使用時は、安全・丁寧・確実に取り扱ってください。団車両は市の財産であり、目的外使用や私的使用は禁止されています。



### <仕業点検の実施>

運行開始前に仕業点検を行い、点検結果を「自動車等日常点検表」に記録します。

（主な点検項目）

- ・燃料残量チェック
- ・タイヤの空気圧や外観確認
- ・ライト・サイレン等の作動チェック など

自動車等日常点検表は消防署・方面隊からの提出要請があれば速やかに提出します。

#### <車両運行日誌>

車両の使用状況を明確に記録し、安全運用と管理を徹底するための重要な帳票です。

(記録が必要な時)

車両使用時 (火災・警戒・訓練・行事など)

点検走行、給油、整備移動時

その他、車両を運転した場合すべて

誰が、いつ、何の目的で使用したかが分かるように、正確に記載してください。

車両運行日誌は、消防署・方面隊からの提出要請があれば速やかに提出します。

#### <自動車等日常点検表・車両運行日誌>

様式は大分市公式ホームページからダウンロードできます。



<https://www.city.oita.oita.jp/o212/daninnnokatahe1.html>

#### <こんなときは必ず報告してください>

状況	対応
故障・異常を見つけた	分団長に報告
車両に損傷を与えた	//
事故を起こした	安全を確保し 110 番・119 番通報、分団長へ連絡

#### ■ 車庫詰所の管理と役割

車庫詰所は、消防団活動の中心となる重要な施設で、消防車両や資器材を格納し、災害時には参集・待機場所として機能し、研修や訓練も行われる場です。この施設の適正な管理は、消防団活動の効率性と安全性を確保するために不可欠です。



## 9. 教養訓練

### ■ 消防団の訓練

消防団の訓練は、地域の防災力を高めるために欠かせない大切な活動です。団員一人ひとりが、災害時に落ち着いて安全に行動できるよう、必要な知識・技術・規律を身につけることを目的としています。

### ■ 教養訓練の進め方

教養訓練は、部・分団・方面隊・全体などの単位で定期的に行われます。災害出動と同じように、「安全第一」で行動することが何よりも大切です。体調がすぐれないときは無理をせず、仲間と声をかけ合いながら、安心して取り組める環境づくりを心がけましょう。

### ■ 訓練指導員について

分団や方面隊には、訓練をサポートする「訓練指導員」がいます。指導員は、県消防学校での養成課程を修了しており、各種訓練をサポートをします。わからないことや不安なことがあれば、遠慮なく相談しましょう。



### ■ 大分市消防団員育成ガイドライン

「大分市消防団員育成ガイドライン」は、団員が経験や役割に応じて必要な知識や技術を段階的に身につけていくための道しるべです。個人や少人数でも空いた時間を使って取り組める内容なので、無理なく継続できるのも魅力です。ぜひ日々の活動の中で積極的に活用してみてください。



大分市公式ホームページに掲載しています。



<https://www.city.oita.oita.jp/o212/ikuseigaidorain.html>

## ■ 大分県消防学校への入校

消防活動に必要な知識や技術を身につけるために、大分県消防学校で研修を受けることができます。火災現場での活動や消防ポンプの操作技術などを専門的に学ぶことができます。



## ■ 消防署との合同訓練

大分市消防団では、災害時に迅速かつ的確な対応を行うため、消防署との連携強化と団員の実践力向上を目的として、定期的に合同訓練を実施しています。この訓練では、消防署との連携体制を強化するとともに、実際の災害を想定した実践的な技術の習得を目指します。

### <訓練の内容の一例>

- ・消防局が日常的に実施する訓練に消防団員が参加
- ・水防訓練（例：大分川での救助訓練）
- ・救助用資器材やロープを使った救助訓練
- ・ポンプ運用、ホース取扱要領、応急救護などの実技訓練
- ・現場想定訓練

### <訓練実施方法>

管轄消防署と事前に日程調整⇒合同訓練申込書を提出（持参・メール・FAX・郵送）

⇒消防局担当者と訓練内容の打ち合わせ⇒訓練実施（方面隊・分団・部単位で参加）

※災害出動などにより急きょ中止となる場合があります。

※ 詳細は大分市公式ホームページに掲載しています。

<https://www.city.oita.oita.jp/o212/goudoukunren.html>



## ■ 教養訓練に参加するにあたり

教養訓練は、消防団員として必要な知識や技術を身につけるための大切な機会です。訓練を通じて技術や団員同士の連携が磨かれるため、無理のない範囲で積極的に参加することが望まれます。統制のとれた行動を心がけ、一つひとつの訓練を大切にしながら、仲間とともにスキルを高めましょう。

## 10. その他

### ■ 防災学習車の活用について

防災学習車は、団員が地域の「防災リーダー」として活用する移動型の防災教育車両です。災害への備えや応急手当を、地域住民にわかりやすく伝えるためのツールとして、主に防災訓練や学校・事業所などで活用されます。車両には、防災資機材、応急手当の教材などが搭載されており、団員が講師や指導役となって運用します。



※ 詳細は大分市公式ホームページに掲載しています。



<https://www.city.oita.oita.jp/o212/210531bousaigakusyuusya.html>

### ■ かた昼消防団

「かた昼消防団」とは、大分弁で「半日」を意味する「かた昼」に由来し、子どもたちが半日消防団員として活動する防災体験プログラムです。団員の指導のもと、放水訓練や消火器の使用、防火パトロール、訓練礼式などを通じて、自助・共助の精神や防災の知識・技術を学びます。この取り組みは、子どもたちに防災意識を育て、将来の地域防災の担い手として育成することを目的としており、地域の消防団との交流を深めることで信頼と連携を築き、地域全体の防災力向上にもつながっています。



※ 詳細は大分市公式ホームページに掲載しています。



<https://www.city.oita.oita.jp/o212/kurashi/anshinanzen/1507188741337.html>

### ■ 大分市学生消防団活動認証制度

大分市では、地域社会への貢献を評価する取り組みの一環として、「大分市学生消防団活動認証制度」を設けています。この制度は、消防団活動に真摯かつ継続的に取り組んだ学生に対して、その実績を市が正式に認証するものです。



対象となるのは、大分市消防団に入団し、1年以上活動を続けた大学生、大学院生、専門学校生です。市内の学校に通っていれば、市外に住んでいる学生でも認証の対象となります。

認証状は、就職活動の際に履歴書や面接で自己PRとして活用できるほか、地域貢献の証として企

業へのアピールにも役立ちます。

※ 詳細は大分市公式ホームページに掲載しています。



<https://www.city.oita.oita.jp/o212/kurashi/anshinanzen/1489533661351.html>

### ■ 消防団協力事業所表示制度

大分市では、地域の防災力を高め、団員の確保を促進するために「消防団協力事業所表示制度」を導入しています。この制度は、消防団活動に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、その社会的貢献を広く周知することを目的としています。

認定の対象となるのは、従業員が団員として活動している事業所や、消防団の活動に理解を示し、業務面で配慮している事業所です。また、災害時に資機材などを消防団に提供している事業所や、地域防災に特に貢献していると認められる事業所も対象となります。認定を受けると、「消防団協力事業所表示証」が交付され、社会的信頼性の向上や企業イメージの強化につながるほか、大分市の入札評価基準において加点されるメリットもあります。

※ 認定を受けている事業所は、大分市公式ホームページに掲載しています。

<https://www.city.oita.oita.jp/o212/kyouryokujigyousyo.html>



### ■ 伝統の継承

大分市消防団では、訓練や行事、イベント等で伝統を披露しています。団員の士気を高め、地域の絆を深める大切な文化資源であり、団員一人ひとりがその価値を理解し、継承していくことが求められます。

活動に興味がある方は、事務局にご相談ください。

※ 大分市公式 YouTube チャンネルに PR 動画を掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

<https://www.city.oita.oita.jp/shisejoho/kohokocho/koho/dogachannel/6ch/syobokyoku/230125-1.html>



### <ラッパ隊>

昭和 54 年 10 月に発足したラッパ隊は、出初式をはじめ各方面隊の内点検など様々なイベントで吹奏し、団員の士気の高揚に一役かっています。



### <豊後八纏會（ぶんごはってんかい）>

各方面隊の特色を活かした全8本の纏を行事やイベントで披露することで、消防団の認知度を高めて地域防災力の強化に繋げていくこととしています。



### <はしご乗り>

竹製のはしごの上で、火事場を探す所作などを盛り込んだ様々な技を披露するものです。町火消が身に着けた技から発祥し、現在は、第5方面隊で受け継がれています。



### ■ 女性分団の活動

女性分団は、地域の防災力を支える大切な存在として、住民に寄り添った活動を行っています。女性ならではの視点や、きめ細やかな対応力を活かしながら、応急手当や防災教育をはじめとするさまざまな取り組みを通じて、地域の安心・安全に貢献しています。



活動内容としては、こども園などで「わくわく消防教室」を開催し、子どもたちに防災の大切さを伝えるほか、市民向けの救命講習ではAEDの使い方や応急手当の方法を教えています。また、出初式や防災啓発イベントなどにも積極的に参加し、地域とのつながりを深めています。さらに、災害時には後方支援として現場を支える役割も担っています。こうした活動を通じて、女性分団は地域に根ざした防災の担い手として、日々力を発揮しています。



### ■ 広報企画委員会の活動

地域の皆さまに消防団の活動や魅力をより身近に感じていただけるよう、広報企画委員会を中心にさまざまな情報発信を行っています。

### <広報誌 MATOI OITA の発行>

広報誌「MATOI OITA」を定期的に発行し、市民の皆さまに消防団の役割や活動の意義をわかりやすく伝えています。詳しくは大分市公式ページをご覧ください。

[https://www.city.oita.oita.jp/o212/syoubou\\_soumu/matoioita.html](https://www.city.oita.oita.jp/o212/syoubou_soumu/matoioita.html)



### <ホームページ・SNS での情報発信>

公式ホームページでは、消防団の活動内容や入団案内、イベント情報などを詳しく紹介しており、団の取り組みを広く知っていただける場となっています。また、Instagram や X を通じて団員の日常や活動の様子を発信しています。ぜひフォローして、最新情報をご覧ください。



大分市消防団公式ホームページ

<https://www.oitacity-shobodan.com/>



大分市消防団広報企画委員会 Instagram @shobodan\_oitacity



大分市消防団広報企画委員会 X @shobodanoitaci

### <広報イベントの企画>

消防団の活動をアピールすることで認知度の向上と新たな団員の加入促進を目的に広報イベントを企画・実施しています。消防団体験イベント「団フェス！」では、実際の活動を体験できる貴重な機会として、多くの方々に好評を得ています。

#### ■ 大分市消防団ビジョン

「大分市消防団ビジョン」は、将来に向けて地域の防災力をより一層強化することを目的に、消防団員自身が中心となって策定した長期的な行動指針です。平成 30 年から検討が始まり、翌平成 31 年に完成したこのビジョンは、消防団の未来像を市民と共有し、地域全体で防災への意識と取り組みを高めるための重要な指針となっています。

このビジョンの目的は、消防団がより活動しやすい環境を整えること、地域のさまざまな主体と連携して防災力を高めること、そして市民の理解を促進し、協力体制を築くことにあります。詳細については、大分市消防団ビジョンの公式ページをご覧ください。地域の未来を守るための一歩として、多くの方に知っていただきたい取り組みです。

## 付録 おおいた消防団応援の店



「おおいた消防団応援の店」では、登録店舗が消防団員やその同伴者に向けて、さまざまなサービスを提供しています。たとえば、飲食代の割引やドリンクの無料サービス、さらにはポイントの倍付けなど、店舗ごとに工夫された特典が用意されています。これらのサービスは、日々地域の安全を守る団員への感謝と応援の気持ちを形にしたものであり、団員の活動意欲を高めるとともに、地域防災力の向上にもつながっています。

### <利用方法>

消防団員やその同伴者が、大分県発行の「利用者証」を提示することで、登録店舗で特典を受けることができます。

### <登録店舗の目印>

対象店舗の店頭には、「おおいた消防団応援の店」の表示証やステッカーが掲示されています。

### <詳細・店舗一覧>

詳しい制度内容や登録店舗の一覧は、公式ページで確認できます。

<https://oita-syobodan.com/support-store/>



(令和8年3月1日発行)

編集・発行

大分市消防局・大分市消防団

事務局総務課内

大分市荷揚町3-4-5

荷揚複合公共施設5階

TEL097-532-2188